

感染警戒レベル等について

令和4年7月22日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県の感染警戒レベルの引き上げ

- ・ 病床使用率や療養者数、最近の新規感染者の急増等を踏まえ、県の感染警戒レベルを全県を対象に「2」に引き上げる。
- ・ 第7波に入り、新規感染者数は全国的に急増しており、県内においても過去最多を更新している。
- ・ 感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で、人流が拡大する時期に入ることから、警戒を強化する必要がある。

2 県民への要請内容等

(1) 徹底した換気の実施とクラスターの発生防止

- ① 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコンを使っても、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えること。
- ② 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層注意をはらうこと。
- ③ 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ④ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意をはらうこと。

(2) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。
- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

※上記の一般検査事業は8月末まで継続する。

- ⑤ 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとること。

(3) その他

- ① ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることにつながるので、3・4回目のワクチン接種券をお持ちの方には、早めの接種をおすすめする。
- ② 県外との往来の際は、出発地での事前検査をお願いする。帰省する予定のご家族にもお伝え願う。